本号で公布された法令のあらまし

◇職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（政令第二八三号）（総務省）

1　国家公務員法第一〇六条の三第二項第二号に規定する局等組織として、社会保障制度改革国民会議に置かれる事務局を定めることとした。（別表第一関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇都市公園法施行令及び都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二八四号）（国土交通省）

一　都市公園法施行令の一部改正関係

都市公園の占用物件として、環境への負荷の低減に資する発電施設、蓄電池で地下に設けられるもの及び熱供給施設で地下に設けられるものを追加することとした。（第一二条関係）

二　都市再生特別措置法施行令の一部改正関係

都市公園の占用の許可の特例に係る都市再生安全確保施設について、蓄電池で地下に設けられるものを追加することとした。（第六条関係）

三　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇都市の低炭素化の促進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二八五号）（国土交通省）

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二四年法律第八四号）の施行期日は、平成二四年一二月四日とすることとした。

◇都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（政令第二八六号）（国土交通省）

一　都市の低炭素化の促進に関する法律施行令関係

1　公共下水道等の排水施設からの下水の取水等ができる熱供給施設に準ずる施設は、水等を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備とすることとした。（第一条関係）

2　都市公園の占用許可の特例の対象となる施設は、環境への負荷の低減に資する発電施設等とすることとした。（第二条関係）

3　建築基準法第九七条の二第一項又は第九七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村が集約都市開発事業計画の認定をしようとするときに都道府県知事の同意を要する特定建築物について、建築基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物等とすることとした。（第三条関係）

4　集約都市開発事業の施行に要する費用に係る補助について、国が補助する額は、地方公共団体が補助する額の二分の一を乗じて得た額とすること等とすることとした。（第四条関係）

5　集約都市開発事業を施行する区域内の居住者の共同の福祉等のための特定建築物の用に供される保留地を処分したときは、従前の宅地の所有権者等に対して、土地区画整理事業の施行前の所有権等の価額に応じて保留地の対価に相当する金額を交付することとした。（第五条関係）

6　軌道事業の特許を要する軌道利便増進実施計画の認定の申請手続を定めることとした。（第六条～第八条関係）

7　公共下水道等の排水施設から下水を取水するために設ける接続設備は排水施設の下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所に設けること等の公共下水道管理者等の許可に係る基準を定めることとした。（第九条関係）

8　公共下水道等の排水施設に流入させる下水に混入することができる物は、凝集剤又は洗浄剤であって公共下水道管理者等が公共下水道等の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたものとすることとした。（第一〇条関係）

9　設置又は改修が低炭素建築物新築等計画の認定の対象となる建築設備は、空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機とすることとした。（第一一条関係）

10　建築基準法第九七条の二第一項又は第九七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内で都道府県知事を所管行政庁とする建築物は、第三条に規定する建築物とすることとした。（第一二条関係）

11　建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積は、低炭素建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積の合計が当該低炭素建築物の延べ面積の二〇分の一を超えるときは、当該低炭素建築物の延べ面積の二〇分の一）とすることとした。（第一三条関係）

二　宅地建物取引業法施行令の一部改正関係

宅地又は建物の売買等の契約の成立までに契約しようとする者に説明しなければならない法令に基づく制限として、樹木等管理協定に係る承継効に関する規定を追加するものとすることとした。（第三条関係）

三　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正関係

公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律として、都市の低炭素化の促進に関する法律を加えるものとすることとした。（第一条関係）

四　国土交通省組織令の一部改正関係

国土交通省組織令について所要の改正を行うこととした。（第四条、第四三条、第五一条、第八八条、第一一九条及び附則第一二条関係）

五　この政令は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日（平成二四年一二月四日）から施行することとした。

政　令

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十一月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百八十三号

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の三第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第四号ロ中「首席試験専門官」の下に「、参事官」を加え、同項第七号イ中「課の長」の下に「並びに官房に置かれていた参事官」を加え、同号ニを削り、同項第十一号を次のように改める。

十一　会計検査院の事務総局に置かれる官房又は各局に置かれ、又は置かれていた職であって次に掲げるもの

イ　官房に置かれる総括審議官、審議官、課長、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報処理調査官、能力開発官及び技術参事官並びに官房に置かれていた上席研究調査官及び研修官

ロ　第一局及び第二局に置かれる課長及び監理官並びにこれらの局に置かれていた上席調査官

ハ　第三局、第四局及び第五局に置かれる課長、上席調査官及び監理官

別表第一内閣の項中「国家公務員制度改革推進本部に置かれる事務局」を「国家公務員制度改革推進本部に置かれる事務局　社会保障制度改革国民会議に置かれる事務局」に改め、同表総務省の項中「電波監理審議会」を「電波監理審議会　政治資金適正化委員会に置かれる事務局」に改める。